

契約管理番号：G26-S26-2000513827-00

一般仕様書

令和 8 年 9 月 1 7 日
海上自衛隊
沖縄基地

工事名称：施設維持整備/沖縄基地隊
工事場所：沖縄基地隊・沖縄海洋観測所
履行期限：令和9年3月19日
作成担当隊：管理科

- 総則
1. 適用範囲
この仕様書は工事名称に記載する事項について規定する。
2. 工事的目的
施設を適切に管理するため、この工事によって営繕し、機能の維持保全を図ることを目的とする。
3. 施工基準
この工事はこの一般仕様書、特記仕様書、図面並びに監督官の指示に従い施工するものとし、特記のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（各種工事編）及び、公共建築工事標準仕様書（各種工事編）に準拠し施工するものとする。
4. 引用文書
(1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（各種工事編）
(2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（各種工事編）
(3) 関係諸法令

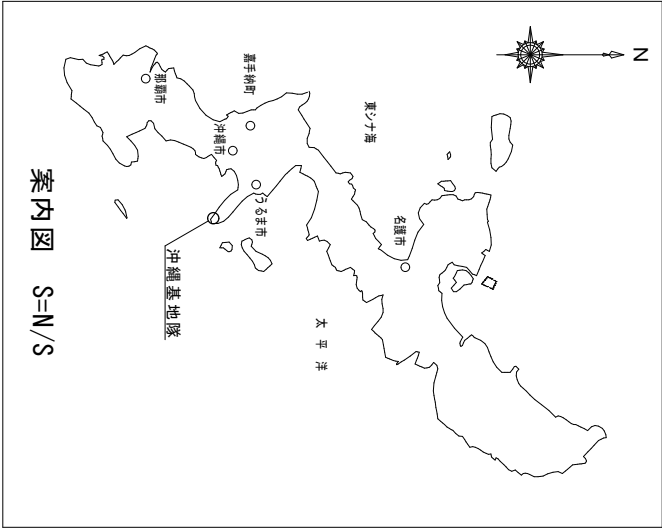
- 工事に関する要求
2. 1 石綿事前調査
(1) 契約の相手方は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、建築物石綿含有建材調査者又は同等以上の能力を有する者による石綿事前調査を行う。
(2) 契約の相手方は、調査結果について石綿事前調査結果報告書（様式適宜）を作成して監督官に提出するものとし、関係法令に基づき、労働基準監督署及び地方自治体への報告を行うものとする。
(3) 調査結果において、石綿の含有が確認された場合は、関係法令に基づき必要な処置を行うものとする。
2. 2 材料
(1) この工事に使用する材料のうち、日本産業規格（JIS）、日本森林規格（JAS）等の規定があるものは、その規格品を使用し、規格のないものはカタログ或いは現物を監督官に提示し、承認を受け使用するものとする。
(2) この工事に使用する材料等は仮設用材料以外は全て新品、参考表示のあるものについては、代替品(同等品以上)とし、監督官の検査を受け使用するものとする。
なお、使用する材料については出荷証明書、又はこれに類するものを提出するものとする。
2. 3 品質管理
2. 4 設計図書に適合する工事的目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行うものとする。
2. 5 作業時間
工事の作業時間は、通常、沖縄基地隊の課業時間内とする。ただし、作業の都合上、課業時間外に実施しなければならない場合は、その都度監督官に報告し、監督官の了承を得なければならない。
2. 6 現場安全衛生報告書
(1) この工事は、週休2日制工事（現場閉所型）である。
(2) 契約の相手方は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官に提出することとする。ただし、工事完了月については監督官が指定する日までに提出することとする。
2. 7 清掃片付け
作業終了に際しては、作業に関連する部分の後片付け及び清掃を十分に行うこと。
3. 品質管理
3. 1 監督、検査
契約の相手方は、検査官又は監督官立ち会いの上、次の検査を受けるものとする。

検査項目	検査内容	検査時期	関係書類
材料検査	品質、寸法、規格、数量等	工事施工前	承認図等
工事検査	設計図書等に示した工事の完成確認（外觀、数量、その他）	完成時	工事工程写真
技術検査	施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来栄	随時	施工計画書等

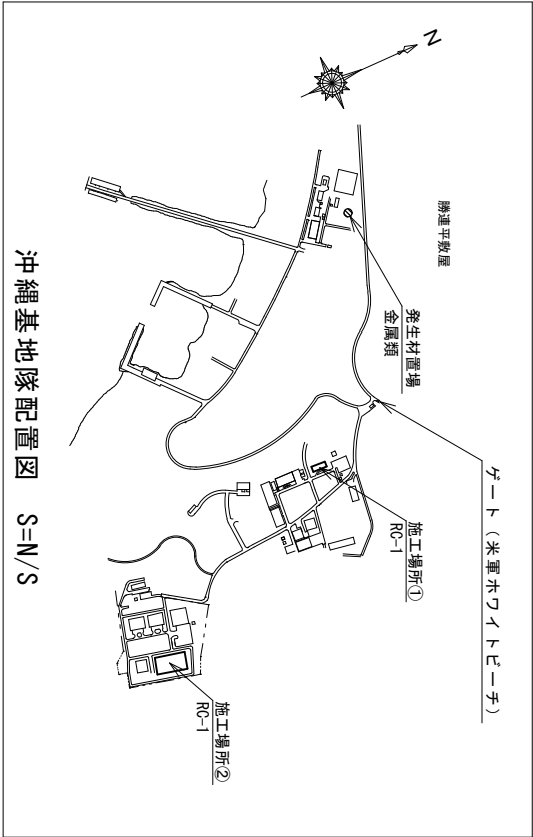
- 下請負、施工体制
契約の相手方は、工事の一部を下請に付する場合、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督官に逐次提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について作成し、提出すること。契約の相手方は、下請負者等に対してコンプライアンスの遵守を図ること。
4. 提出書類及び設計図書の管理
4. 1 提出書類
海上自衛隊契約規則に定められているもののほか、次に指示するものを提出するものとする。

名称	部数	提出時期	提出先	名称	部数	提出時期	提出先
施工計画書	1部	契約後速やかに	監督官	撤去品（発生材）調書	6部	必要の都度	監督官
石綿事前調査結果報告書	1部	調査後速やかに	監督官	出荷証明書等	1部	必要の都度	監督官
施工体制台帳	1部	必要の都度	監督官	保証書	1部	必要の都度	監督官
承認図	1部	必要の都度	監督官	現場閉所実績報告書	1部	計画又は計画を最終する日	監督官
火気使用申請書	2部	必要の都度	監督官	工事工程写真	1部	検査前	監督官
立入申請書	1部	必要の都度	監督官	終了周（検査等調書）	3部	竣工後速やかに	検査官

- 入門手続き
この工事の履行に伴い、作業員等の出入門については、契約決定後速やかに官制で定める書類の手続きを行うこと。
4. 3 設計図書の管理
(1) 設計図書等は、複写したものを各工区完了後速やかに返却しなければならない。
(2) 契約の相手方は、工事の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該下請負契約等において設計図書等の適正な管理に関する規定を明確にしておくものとする。この場合、当該下請負人の氏名、名称、その他必要な事項を書面によって整備しておくものとする。
(3) 契約の相手方は、施工図の作成を第三者に委託し又は請け負わせたときにおいて、当該相手方が設計図書等を速やかに返却させ、適正に管理しなければならない。
(4) 設計図書等は、施工の目的以外に第三者に対して貸与、複写、又は閲覧させてはならない。
5. 安全管理及び環境保全
(1) 建築基準法、労働安全衛生法、環境基本法、振動規制法、大気汚染防止法その他関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理重要綱に準じ、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努める。
(2) 施工中の安全に関しては、建設工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。
(3) 現場代理人は必要の都度、安全教育を実施するものとする。
(4) 工事の施工に当たっては、工事箇所及び周辺に於て地下の既設構造物、既設埋設管等に対して支障をきたさないような施工方法を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督官と協議する。
(5) 火気の使用や溶接作業を行う場合には、当該部隊の責任者の許可を得るとともに、火気の取扱いは十分注意し、適切な消火設備、防炎シート等を設けるなど、火災の防止処置を講じ、毎日の作業終了時に完了確認を受けなければならない。
(6) 指定場所以外での喫煙は厳禁とする。
6. その他
6. 1 疑義の協議
設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の取組み又は取り合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督官と協議する。特に設計図書に明示されていない事項、設計変更に関わる事項、関係機関との協議に関わる事項、天災その他不可抗力に関わる事項については、自主的な判断をすることなく、監督官と協議するものとする。
6. 2 官給品
なし。
6. 3 撤去品（発生材）
撤去により発生した廃材については、金属類等は缶納とし、監督官が指定する沖縄基地隊内の場所に集積すること。その他については、関係法令に基づき、契約の相手方が適切に処分すること。
6. 4 その他
(1) 改修に伴い、毀損した部分は在来にならい収まり良く補修する。
(2) 既存施設、道路等の保護には十分注意し、万一施工場所以外に損傷等を与えた場合は、契約の相手方の責任において速やかに復旧するものとする。
(3) 工事施工のため必要な関係官公庁その他に対する諸手續は、契約の相手方の責任において実施するものとする。
(4) 基地内においては、沖縄基地隊の規則等を遵守すること。また、工事実施関係地区以外への立ち入り及び写真撮影は禁止とする。
(5) 工事に使用する電気、水等は契約の相手方で用意するものとする。
(6) 契約の相手方は、各作業員が社会保険に加入していることが分かる書類を官制に提示し、適切な保険に加入していることが確認できない作業員については、特段の理由がない限り現場入場を認めない。
6. 5 保全
この工事に従事する者は、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入若しくは協力していないこと。また、契約の相手方は、この工事全般において守秘義務を負うものとし、この工事で知り得た官施設及び装備品等に関する一切の情報を、第三者に漏えいしてはならない。これは工事終了後においても同様とする。



案内図 S=N/S



沖縄基地隊配置図 S=N/S

工 事 概 要

工 事 件 名：施設維持整備／沖縄基地隊
工 事 場 所：沖縄基地隊・沖縄海洋観測所（配置図による。）
工 事 概 要：下記概要表による。

概 要 表

番号	項 目	摘 要	単位	数量	備 考
1	仮 設 工 事	養生（内部改修）	式	1	
		整理清掃後片付け（内部改修）	式	1	
		内部足場（脚立足場）	式	1	運搬含む。
		仮設間仕切り	式	1	施工場所②
2	撤 去 工 事 （産廃処分含む。）	71x32x製引違い窓付片開き戸（扉のみ）	箇所	1	施工場所① カラ、71x32x、金物等含む。 AND1
		71x32x製面袖付付面開き戸（707x217×20のみ）	箇所	1	施工場所① 附属品等含む。 AD1
		32x71x製面開き戸（扉・枠共）	箇所	1	施工場所② 金物等含む。 STD1
		32x71x製面開き戸（扉・枠共）	箇所	1	施工場所② 金物等含む。 STD2
		71x32x製引違い窓付片開き戸（扉のみ）	箇所	1	施工場所① かぶせ工法（付 32x71x、金物等含む。） AND1
		71x32x製面袖付付面開き戸（707x217×20のみ）	箇所	1	施工場所① 床タイル補修、附属品等含む。 AD1
3	建 具 工 事	32x71x製面開き戸（扉・枠共）	箇所	1	施工場所② 撤去工法（金物等含む。） STD1
		32x71x製面開き戸（扉・枠共）	箇所	1	施工場所② 撤去工法（金物等含む。） STD2
		※詳細は建具表参照			

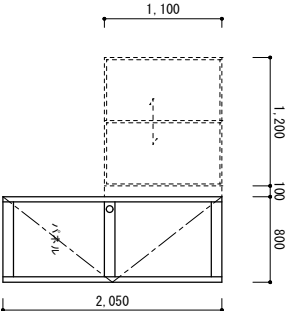
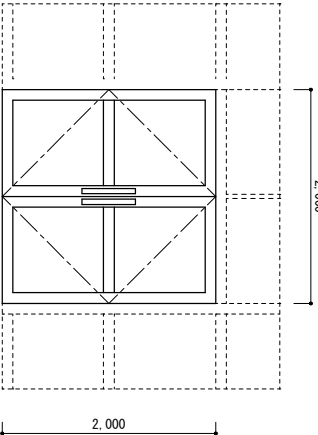
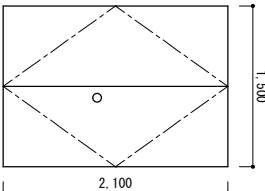
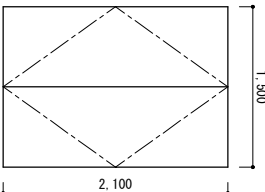
特 記 事 項

- ・ 施工期間中において、1日目の作業終了後は使用資材等の整理整頓を行い、工事完成に際しては当該工事に関連する部分の清掃及び後片付けを十分に行う。
- ・ 施工に際して、その周辺に汚染、損傷を与えないように十分に注意し、必要に応じて、あらかじめ適切な養生を行うこと。
- ・ 施工場所の施工終了までの安全対策は、契約の相手方の責任において管理すること。
- ・ 施工場所は、官側の作業に支障がないよう十分注意すること。
- ・ かぶせ工法箇所は、既存枠と新規枠内に雨水等が溜まらないように施工すること。
- ・ 細部の寸法については現場合わせとする。
- ・ この工事の施工に際し、事前に監督官と十分な調整を行い、施工期間中不具合事項が生じないように連絡を密にするものとする。
- ・ 撤去により発生した廃材については金属類は返納するものとし、監督官の指定する沖縄基地隊内の場所に集積すること。その他については関係法令に基づき契約の相手方が適正に処分すること。

「工事関係者以外不許複製」

件 名	施設維持整備／沖縄基地隊
図 名	図示による
番 号	1／2
海上自衛隊 沖縄基地隊	

建具表

名 称	㊦アルミ製引違い窓付片開き戸	㊦アルミ製面袖ランテ付面開き戸	㊦ステンレス製面開き戸	㊦ステンレス製面開き戸	
形状及び寸法					
場 所	施工場所①		施工場所②		
	数量	1	100	1	40
	見込	アルミ防食処理	アルミ防食処理	両面 SUS304 t=1.5 (#400)	両面 SUS304 t=1.5 (#400)
	材質及び仕上	網入型板 (みがき) t=6.8		_____	
	ガラス	_____		_____	
建具金物その他	シリリダー箱錠、ステンレス製丁番×3 ドアクローザー(ストッ付)、戸当り受金物、アルミパネル	フロアヒンジ(既設：リヨーヒ S-303)×2	シリリダー箱錠、ステンレス製丁番×6、ドアクローザー×2 戸当り金物×2、締付ハンドル×2 (内部) 扉内部断熱材充填、建具周囲キョリシム取付	シリリダー箱錠 (ノブは内部のみ)、ステンレス製丁番×6 ドアクローザー×2、戸当り金物×2、締付ハンドル×2 (内部) 扉内部断熱材充填、建具周囲キョリシム取付	
補修内容	扉・枠新替 (かぶせ工法) ガラス、アルミパネル、附属建具金物等含む	フロアヒンジ×2新替 (附属金物・床タイル補修等含む)	扉・枠新替 (撤去工法) 附属建具金物等含む	扉・枠新替 (撤去工法) 附属建具金物等含む	

「工事関係者以外不許複製」

件 名	施設維持整備／沖縄基地隊
図 名	図示による
番号	2／2
海上自衛隊 沖縄基地隊	